

岩手県告示第472号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成26年6月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

検査年月日	検査場所	検査開始時間
平成26年7月11日	雫石町役場	午後1時